

植民地官僚のイギリス帝国認識

—吉村源太郎『英帝国之統一問題』を手掛かりとして—

加藤道也[†]

概要

吉村源太郎は、関東都督府外事総長を最後に退官した後、拓殖局嘱託としてイギリス帝国植民地に関する調査研究に従事した優秀な植民地官僚であった。彼は日本帝国の植民地統治に資するため、多くのイギリス帝国植民地について多数の報告書を執筆したが、その最初の報告書が『英帝国之統一問題』である。彼はイギリス帝国の中心をなすイギリス本国と白人からなる自治植民地の関係が南ア戦争や第1次世界大戦を経て変化しつつあり、帝国の統一性を追求する議論が盛んになっている状況を分析した。本稿では、帝国の枠組みの維持と自治領ナショナリズムとのバランスを維持すべく行われた当時の議論を検討した吉村が、イギリス帝国をどのように認識していたのかを詳細に検討した。

キーワード：吉村源太郎、植民地官僚、イギリス帝国、自治領、帝国統一

1. はじめに

本稿は、植民地官僚吉村源太郎の報告書『英帝国之統一問題』を手掛かりとして、戦前期日本の植民地官僚のイギリス帝国認識を析出しようとする試みである。吉村源太郎¹⁾は、内務省台湾課属に配属されたのを振り出しに、法制局参事官、関東都督府外事総長などを歴任し、台湾、朝鮮半島、中国東北部、極東ロシアなど日本の植民地統治に重要な関連性をもつ地域に差遣された経験をもつとともに、外地行政経験も有したいわゆる植民地官僚であった。1914年10月、持病の耳疾によって関東都督府外事総長を最後に休職満期となった吉村は、1917年11月から拓殖局において嘱託として調査・研究に従事することとなり、

[†]大阪産業大学 経済学部 経済学科 教授

草稿提出日 2019年11月7日

最終原稿提出日 2019年12月19日

1) 吉村源太郎の詳細な経歴については、拙稿「植民地官僚のアイランド問題認識—吉村源太郎を手掛かりとして—」『大阪産業大学経済論集』第12巻第1号 2010年9月、および同「植民地官僚のイギリス帝国認識—吉村源太郎とエジプト問題—」『大阪産業大学経済論集』第12巻第2号 2011年2月、を参照されたい。

イギリス帝国の植民地統治に関する多数の報告書や論考を執筆していった。拓殖局において吉村が最初に執筆したのが本稿で検討する『英帝国之統一問題』(1918年7月)である。²⁾そこでの吉村の主要な関心は、様々な課題を抱えながら揺れ動くイギリス帝国が、いかにしてその統一性を維持しているのか、であった。日清・日露戦争の結果、台湾および朝鮮、関東州といった植民地および影響圏を獲得した日本も、その影響力の拡大に伴う植民地統治政策の確立を模索していた。イギリスをはじめとする西欧諸国の植民地統治政策を参照しながら安定的な「外地行政」の遂行を行おうとしていた後発帝国主義国日本にとっても、イギリス植民地の動向は重要な関心事であった。

日本が関心を寄せる当時世界最大の植民地帝国イギリスも、第1次世界大戦期に重要な転機を迎えていた。同大戦は大国イギリスにとっても本国のみで対応するには負担の大きすぎる戦争であり、帝国自治領であったカナダ連邦、オーストラリア連邦、ニュージーランド、南アフリカ連邦や帝国最大の直轄植民地インドからの物資や兵力の動員協力が不可欠となり自治領やインドの発言力が強まったため、イギリス本国とそれら帝国植民地間関係の再編問題が顕在化したからである。また同時に、日露戦争における日本の勝利やアメリカ大統領ウィルソンの大戦中の民族自決主義の提唱などにより高まった各地域における民族運動による植民地統治の動揺を可能な限り抑えつつ統治の安定を確保する必要が生じていた。イギリスは植民地統治政策において極めて慎重な政策運営を迫られていたのである。

後発植民地帝国日本は、そうしたイギリス帝国を植民地統治政策上の参照対象と捉えていた。「優れた比較植民地主義者」として知られた後藤新平は、「広範囲にわたる帝国」を統治したイギリスのやり方を「称賛」しており、台湾民政長官に任ぜられるとイギリス植民地高官ルーカスの *Historical Geography of British Colonies*³⁾ を翻訳させ、部下たちにそれを参照してイギリスの植民地統治下にあった世界諸地域の地誌、住民、生産物、産業、

2) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 拓殖局, 1918年12月。

3) C. P. Lucas, *A Historical Geography of the British Colonies*, Oxford: The Clarendon Press, は, Introduction (1887), Vol. I The Mediterranean and Eastern Colonies (1888), Vol. II The West Indies (1890), Vol. III West Africa (1894), Vol. IV South and East Africa, Part 1: History of South Africa (1899), Part 2: Geography of South and East Africa (1904), Part3: Geographical (1915), Vol. V Canada and Newfoundland, Part1: New France (1901), Part2: Historical (1908), Part3: Geographical (1911), Vol. VI Austrasia, Part1: Historical (1907), Part2: Geographical (1907), Vol. VII India, Part1: History to the End of the East Indian Company (1916), Part2: History under the Government of the Crown (1923), など長期にわたり刊行された体系的な研究である。その内, Introduction, Vol. I, Vol. II, Vol. III を翻訳したものが, 台湾総督府民政部文書課『ルーカス氏英国植民誌』台湾日日新報社 1898年, としして刊行されたのである。

戦争、宗教、教育、行政、金融などを学ぶことを推奨した。⁴⁾ また、後に拓植相となる永井柳太郎は、早稲田大学教授時代に留学したオックスフォード大学の初代ベイト帝国史講座教授にして指導教授であったエジャートンの *The Origin and Growth of the British Colonies and their System of Government*⁵⁾ の翻訳『英国植民発展史』を1909年に刊行したが、後藤はその序文において同著は「大体に於て類をルーカス氏の植民書と同」じくし、「植民行政の実務に当るものの資料」として「幾多の教訓」を見出せる有益な著作であると推薦している。⁶⁾ さらに大日本文明協会会長であった大隈重信も、イギリスのエジプト統治において「直接の当局者」であったクロマー卿の *Egypt Since Cromer*⁷⁾ の翻訳である『最近埃及』の序において、同書の内容が「我が韓国に於ける保護政治の上に参考すべきもの多き」と述べている。⁸⁾

本国を中心とした安定的な植民地統治政策の実施のため、1917年7月、拓殖局が再設置され、植民地官僚による調査・研究が行われることとなり、上述のようなイギリス統治の実務に当った植民地官僚や学者の著作から日本の植民地統治に必要な知識を得ようとする潮流は継承された。本稿で取り上げる吉村源太郎による拓殖局嘱託時代の調査・研究もその主なものの1つであったと思われる。

吉村源太郎の報告書『英帝国之統一問題』は、彼が拓殖局嘱託となって初めて執筆した報告書であり、植民地政策を統括するために再設置された拓殖局における「執務上ノ参考ニ資スル」ため、「印刷」に附され「閲覧ニ供」された。⁹⁾ それは、執筆意図を記した「緒言」、「自治領の地位」を考察した第1章、イギリス帝国の組織的「体様」を検討した第2章の53頁から成っている。本稿では、その内容を、執筆当時のイギリス帝国および日本の置かれた状況の中に位置づけながら検討するため、ほぼ同時期に黒龍会発行の『亜細亜時論』に発表された吉村の「戦争と英国の国家組織」(1917年11月)および「英吉利の国家統一策」(1918年12月)の2編の論文も適宜参照しながら分析していきたい。

吉村は『英帝国の統一問題』の「緒言」において、ロンドン滞在時の経験から叙述を始める。彼はビーコンスフィールド（ディズレーリ）公に因んで行われたプリムローズ・デ

4) E. P. Tsurumi, *Japanese Colonial Education in Taiwan, 1895-1945*, Harvard University Press 1977年, 74頁。

5) H. E. Egerton, *The Origin and Growth of the English Colonies and of Their System of Government An Introduction to Mr C. P. Lucas's Historical Geography of the British Colonies*, Oxford University Press, 1903.

6) エチ・キ・エジャートン原著・永井柳太郎訳述『英国植民発展史』早稲田大学出版部 1909年, 2頁-3頁。

7) G. A. Lloyd (Lord Cromer), *Egypt since Cromer*, London: Macmillan & Co 1933, 34.

8) クロマー卿原著・大日本文明協会編『最近埃及（上）』大日本文明協会 1911年, 12頁。

9) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 端書。

イ（4月19日）に議会前の公の銅像を飾る花文字が通常の「帝国及自由」から「帝国及統一」となっているのを見て「時運の推移」を感じたと述べ、イギリス帝国の変遷に言及する。吉村によれば、イギリス人たちは海外に移民し、イギリスの「自由制度」に模して「政治組織」を整備した結果「産業」が発達し、「政治の基礎」を「強固」にすると共に「植民地内政の自治」を主張するに至り、「自治領」において広汎な「自主権」を得て「母国に対し殆ど独立に類する地位」を占めんとするようになった。その間「世界の大勢」は、「列強」が「軍備」を拡張し、「保護貿易」を志向し、「植民政策」を展開するようになり、イギリス帝国を構成する「自治領」等も「政治上」・「経済上」における帝国間の関係を「密接」に保つことが「急務」となり、とりわけ第1次世界大戦は帝国間の「協議」の必要性を悟るに至り、「帝国統一」の機運が興隆したと述べる。¹⁰⁾

第1次世界大戦期におけるこうしたイギリスの情勢について、吉村は、イギリス帝国を構成する「自治領」を中心とする諸地域が、「挺身祖国の難に赴き」、「多大の犠牲」を辞さず協力した理由は、ドイツの「横暴」に対する敵愾心や「祖国に対する仲哀の至情」にも基づくが、何よりもイギリスに依るのでなければ真に「自由制度の恩寵」を享受することができないとのイギリス帝国諸地域の人々の「覚悟」が大きいと断じている。彼は、イギリス帝国の人々がこのような「覚悟」を享有するに至った理由はイギリス本国の「自由にして寛宏なる政策」にあると見ていた。そうした「政策」は必ずしも常に「帝国の統一」を予想して実行されてきたわけではないとも述べ、しばしば「植民地を以て徒に母国の負担を加重するに過ぎざるもの」と考え、これを「放棄」することを提唱する政府さえあったと批判する。しかし、イギリスはこうした「失敗」を改め、変化する国際情勢に順応し、「与ふべきに与へ譲るべきに譲り」、大局的判断を誤らなかつたために、第1次世界大戦という重大な局面に際しても世界中に分散している帝国植民地を「結束」して「国難」にあたる体制を整え、かつては「植民地の独立」を主張していた植民地の人々も「帝国の統一」が急務であることを「鼓唱」するに至ったと評価する。吉村にとって、「自由」は決して「統一」と相反するものではなく、「自由」が基礎にあってこそ「統一」の実行性が担保されるのであり、その「統一の気運」が盛んとなっている状況は、「自由と統一との真義を講ずる植民政策」があつてこそそのことであり、彼がイギリスの「植民政策」を検討しようとした理由であると述べる。吉村にとって、イギリス帝国は植民地統治のあるべき規範であつたのである。¹¹⁾ そして、「帝国統一」に関する論議は通常イギリス本国と「自治領」の間において行われていることから、日本の参照例を求めて「自治領の地位」および「帝国組織

10) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 1頁-2頁。

11) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 2頁。

の体様」に向かうのである。¹²⁾ このように、イギリス帝国の統一性問題は、イギリス同様、帝国内の民族運動への対応を迫られていた日本にとっても極めて重要かつ喫緊の課題であり、植民地官僚吉村源太郎がイギリス帝国の分析からどのような教訓を得たのかは興味深い問題である。本稿では、吉村の『英帝国之統一問題』の内容を、当時のイギリス帝国に関する諸研究¹³⁾を参照しながら詳細に検討することを通して彼のイギリス帝国認識を析

12) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、3頁。

13) イギリス帝国に関する代表的な研究としては、J. M. Brown and W. R. Louis eds., *The Oxford History of the British Empire: The Twentieth Century*, Oxford, 1999, 所収の諸論文がある。例えば、W. R. Louis, 'Introduction', R. Hyam, 'The British Empire in the Edwardian Era', J. Darwin, 'A Third British Empire? The Dominion Idea in Imperial Politics', R. Holland, 'The British Empire and the Great War', である。本稿では、特に J. Darwin, 'A Third British Empire? The Dominion Idea in Imperial Politics', を帝国の統一性の問題につき諸研究が提示した様々な論点を整理した到達点であると考え吉村のイギリス帝国認識を析出するために参照している。また、イギリス帝国論についての研究も多くの蓄積がなされている。例えば、イギリス帝国の構造や枠組みに関しては、山室信一『『国民帝国』論の射程』山本有造編『帝国の研究』名古屋大学出版会 2003年、秋田茂「帝國的な構造的権力—イギリス帝国と国際秩序」山本有造編『帝国の研究』名古屋大学出版会 2003年、山本有造編『帝国の研究』名古屋大学出版会 2003年、木村和男『イギリス帝国連邦運動と自治植民地』創文社 2000年、などがある。また帝国意識に関しては、秋田茂「植民地エリートの帝国意識とその克服」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、北川勝彦「白人移民社会の形成と帝国意識—南ローデシアを中心に」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、木畑洋一「イギリスの帝国意識—日本との比較の視点から」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、木畑洋一「イギリス帝国主義と帝国意識」北川勝彦・平田雅博編『帝国意識の解剖学』世界思想社 1999年、北川勝彦「アフリカの植民地化と帝国意識の諸相」北川勝彦・平田雅博編『帝国意識の解剖学』世界思想社 1999年、林光一『イギリス帝国主義とアフリカーナー・ナショナリズム—1867~1948—』創成社 1995年、竹内幸雄「ニューラディカルの帝国意識とアフリカ」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、且祐介「自治領化とコモンウェルス—帝国・意識・主権」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、堀内隆行『異郷のイギリス—南アフリカのプリティッシュ・アイデンティティ』金沢大学人間社会研究叢書 丸善出版 2018年、などが詳細である。また、コモンウェルス研究としては、山本正『『家族』と『鬼子』—プリティッシュ・コモンウェルスのなかのアイランド—』山本正・細川道久編著『コモンウェルスとは何か—ポスト帝国時代のソフトパワー—』ミネルヴァ書房 2014年、且祐介「コモンウェルスと委任統治—20世紀はじめのグローバル化—」山本正・細川道久編著『コモンウェルスとは何か—ポスト帝国時代のソフトパワー—』ミネルヴァ書房 2014年、松本佐保『『ラウンド・テーブル』運動とコモンウェルス—インド要因と人種問題を中心に—』山本正・細川道久編著『コモンウェルスとは何か—ポスト帝国時代のソフトパワー—』ミネルヴァ書房 2014年、などがある。イギリス帝国と自治植民地の関係については、前川一郎『イギリス帝国と南アフリカー南アフリカ連邦の形成—』MINERUVA 西洋史ライブラリー ミネルヴァ書房 2006年、木村和男『カナダ自治領の生成—英米両帝国下の植民地』刀水書房 1989年、木村和男「連邦結成と大陸横断国家の建設」木村和男編『新版 世界各国史23 カナダ史』山川出版社 1999年、木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生」木村和男編著『世紀転換期のイギリス帝国（イギリス帝国と20世紀 第2巻）』ミネルヴァ書房 2004年、亀井絃「第1次世界大戦とイギリス帝国」佐々木雄太編著『世界戦争の時代とイギリス帝国（イギリス帝国と20世紀 第3巻）』ミネルヴァ書房 2006年、細川勝久『カナダ・ナショナリズムとイギリス帝国』刀水書房 2007年、通史としては、木村和男「イギリス植民地としての発展」木村和男編『新版 世界各国史23 カナダ史』山川出版社 1999年、

出し、日本の植民地官僚が植民地問題についてどのように考えていたかを知る手掛かりとしたい。

2. イギリス帝国の自治領

イギリス帝国の中心をなし、日本が自らの植民地帝国の範型として参照しようとしていたイギリス本国と自治領との関係について、吉村はどのように見ていたのであろうか。以下ではそれを見ていこう。

吉村は「自治領の特色」について、「自治領又は自治植民地 (Dominion) とは立法議會を有し、議會の多数者を以て組織せらるる政府を有する植民地を云ふ」と定義する。そこでは、「国王の任命に依る総督」と「人民の公選に依る議會」があり、「内閣員の選任は総督の権限に属する」が、それは「議會の信任」が成立要件となっていると述べる。当時の自治領としては、カナダ連邦、ニューファンドランド、オーストラリア連邦、ニュージーランドなどのドミニオンやコモンウェルスなどがあるが、それら自治領のイギリス法上の地位は、イギリス議會の権力下に在って「領域内の秩序」を維持し、「人民の福利」を増進する「全権」を有する安定的支配構造であると捉えており、「自治領」において広く用いられた「平和、秩序、良き政府」(Peace, Order, and Good Government) の言葉を挙げて評価している。¹⁴⁾ 吉村にとってイギリス帝国の統一性を担保する最重要な要素は、イギリス本国の「議會」を頂点とし、各自治領責任政府の「議會」がその下に配置されて維持されるものであり、各「議會の信任」を経て得られる民主的な合意形成であったのである。

イギリス帝国史家ジョン・ブラウンによれば、様々な要因によってもたらされる不安定な情勢の下でイギリス帝国体制を強固に維持することは、20世紀イギリス帝国政治の中心問題であった。イギリス帝国を構成する①白人移民による自治領、②インドなどの直轄植民地、③アルゼンチンやエジプトなどの非公式帝国、といった3種類の海外植民地の内、白人移民による自治領においては、広範な責任政府による自治の下、本国への戦略的依存、

木村和男「国家的独立への道」『新版 世界各国史10 アフリカ史』山川出版社 2009年、池谷和信「南部アフリカ・コイサン、バントゥ、ヨーロッパ人」川田順三編『新版 世界各国史10 アフリカ史』山川出版社 2009年、岡倉登志「『アフリカ分割』の時代」川田順三編『新版 世界各国史10 アフリカ史』山川出版社 2009年、青柳まちこ「ニュージーランド史」山本真鳥編『新版 世界各国史27 オセアニア史』山川出版社 2000年、藤川隆男「オーストラリア史」山本真鳥編『新版 世界各国史27 オセアニア史』山川出版社 2000年、を参照した。また、イギリス帝国に関する論争史としては、竹内幸雄「帝国主義・帝国論争の百年史」『社会経済史学』80-4 2015年2月、が諸論点を整理しており非常に有益である。

14) 吉村源太郎『英帝国の統一問題』、4頁。

移民を通じた人口学的連携，文化的結合，経済的利益などが次第に強まる自治領アイデンティティと平和的に共存していた。¹⁵⁾ しかし，イギリス帝国の不規則な拡大に伴う国防費用や外交における責任政府の限界が徐々に顕在化するに伴い，自治領による帝国内協力を得ながらイギリス帝国の統一性を維持するために，繊細な舵取りが求められるようになった。自治領は19世紀にしばしば論じられたような「負債」ではなく，いかなる体制上の譲歩を行ってもそれらとの統一性を維持すべき「帝国の財産」となっていた。イギリス本国の指導者たちは，この点をよく理解していたが故に，自治領の自律性を求める願望に共感的であった。¹⁶⁾ 自治領側にとっても，イギリス帝国内に留まることは「合理的な計算」と「イギリス民族感情 (British Race Sentiment)」に基づいた選択であった。自治領の地位は，「国家としての地位」と「帝国アイデンティティ」との独特の混成物であり，重要な「政治的要素」としてイギリス帝国の統一性維持に貢献していたのである。¹⁷⁾

自治領を中心とするイギリス帝国の統一性に関連して，吉村は，「自治領」が領域内の「秩序」を維持し，「人民の福利」を増殖する全権を有していることを示す端緒となった「自治組織」の形成が最初に行われたカナダについて，当時総督であったダーラム卿による報告書¹⁸⁾の内容に触れながら言及している。吉村によると，ダーラム卿は，「植民地との関係」を「良好」なものとするためには，イギリス本国政府が「植民地の利害」のみに関する事項に関しては干渉を行わないことが重要であると提言していた。ダーラム卿が，イギリス本国政府の専権「管掌」事項として挙げたものは，①植民地の政治組織，②対外関係，③対外貿易，④公有地，に関する事項であり，これ以外の事項については「植民地の専権」に委任すべきであるとされた。¹⁹⁾

植民地に「自主を許与する」ことが「母国」に対する「信頼」を「増進」するとの考えに立つダーラム卿の提言について吉村は，当時のイギリス政府の植民地に対する態度が「消極的」であったことやアメリカ独立の「失敗」から「已むを得ざる」部分もあったにせよ，「結果」から見れば「植民地の開発」に資する所が大きく，母国との関係もかえって「強固」なものになったとして好意的に評価する。吉村にとって，本国議会制度を基礎として維持されているイギリス帝国体制は，制度として参照すべきものであったことが窺われる。し

15) J. Darwin, 'A Third British Empire?: The Dominion Idea in Imperial Politics', J. M. Brown and W. R. Louis eds., *The Oxford History of the British Empire: The Twentieth Century*, Oxford, 1999, 64頁-65頁。

16) J. Darwin, 'A Third British Empire?: The Dominion Idea in Imperial Politics', 66頁-69頁。

17) J. Darwin, 'A Third British Empire?: The Dominion Idea in Imperial Politics', 70頁-73頁。

18) *British Parliamentary Papers, Report on the Affairs of British North America from the Earl of Durham with Appendices*, 1839.

19) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』，10頁-11頁。

かし同時に、「自治を享受せる植民地」はさらなる「自主権の拡充」を主張するようになり、ダーラム卿がイギリスの専権事項として挙げた4項目中、「外交問題」以外の事項についてはすでに「自治領の権能」に属すようになっており、「外交問題」についてすら自治領が「干与の権限」を獲得しようとするに至ったとし、帝国の統一性を動揺させるものとしてその動向に大きな関心を寄せている。²⁰⁾ 彼にとってイギリス帝国の統一性問題とは、本国と「自治領」との関係を、人々の自由意思に基づく議会制度に基づきつつ、いかにバランスを取りつつ維持していくか、ということであったと思われる。

こうした認識に基づき、吉村はさらに「自治領の権能」拡大の現状を把握するため、「土民」、「移民」、「船舶」、「著作権」、「帰化」、「条約」、「国防」（陸軍、海軍）、「和戦条約」、「憲法改正」、「司法」、といった具体的な10項目について検討する。そこで吉村が明らかにしたことは、帝国の統一性が維持されているように見える「自治領」においても、イギリス本国と「自治領」との力関係は「自治領」側にシフトしつつあり、イギリス本国が様々な妥協と配慮を必要とするに至っている状況であった。ここでは、吉村の検討した10項目を、(1)自治領の内政（土民、移民、船舶、著作権、帰化、憲法改正、司法）、(2)自治領の対外関係と防衛（条約、国防、和戦条約）に分類し検討していく。

(1) 自治領の内政

「土民政策」は、吉村にとって「近代に於ける各国植民地の中枢を為すもの」であった。ヨーロッパ諸国が植民地を獲得しようとする動機については、「文化」を普及しようとする理由が「領土拡張の欲望を粉飾する修辞」であるか否かについては判断を保留しつつも、単に「経済問題」から見ても「植民地の開発」に「重大なる関係」を有するとする。それ故にこれまではイギリス本国が「干渉」する機会も多かったが、近年では全く「自治領の自由に一任」する傾向にあると指摘する。そのあり方は「自治領」の状況によって多様であり、カナダ連邦やオーストラリア連邦においては、「土民の数」は「極めて少なく」、その「文化」は「頗る低く」、困難な問題は生じなかったが、南アフリカ連邦においては、「土民の数」が白人に比べて「極めて多く」、経済上においても熟練労働者として「相当の地位」を占めていたため「紛争」が絶えなかったと述べる。そのため現地の南アフリカ連邦議会は、「土民」の参政権を認めない措置をとったが、イギリス本国議会の多数意見はこれに批判的であり、「土民の待遇の改正」を望んでいた。しかし、それは南アフリカ統一を促進する「連邦の成立」を不可能にし、南アフリカと本国イギリスの関係を阻害すると考え

20) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、11頁。

られたことから、イギリス議会は何等の改正も試みることはなかった。こうした本国の植民地統治方針と現地政府の政策との齟齬について吉村は、「土民政策」に関しては、「自治領」政府の政策と直轄植民地における政策を比較すると、多くの場合、直轄植民地の政策の方が優れていると述べている。その理由として彼は「自治領」の「白人の品位」が高くなく、「智見」が十分でなく、政府もそうした人民によって組織されているため、「白人の意志に迎合」して「土民の利益を顧みざる」傾向があるのに対し、直轄植民地においては、現地政府の政策が「民意」に拘束されることがなく、「重要な地位に在る官吏」は概ね「優秀」な者が多く、「全体の利害」を考慮して政策を誤ることがないためであると分析している。²¹⁾ ここには、イギリス本国の「自治領」に対する啓蒙的役割に期待する認識が見て取れる。

しかし、こうしたイギリス本国の啓蒙的役割は発揮されずに終わった。彼らは南アフリカにおいては、「イギリス民族的感情」を有するイギリス系住民の人口を、そうした感情の少ないオランダ系ボーア系住民の人口が上回っており、潜在的に民族対立構造を抱えており、第1次世界大戦期において、ボータ政権によるドイツ領南西アフリカへの侵攻が、あわや南アフリカ連邦の内戦を引き起こしかねない事態を招くほどであった。それゆえに南アフリカ連邦に対する慎重な対応が必要となり、イギリス本国は、イギリス系住民とオランダ系住民との白人間の融和を優先し、現地黒人住民に対する差別的措置によってイギリス帝国の統一性を維持する政策を選択したのであった。²²⁾

「移民」に関する事項も「自治領」が決定権を有する事項であり、カナダ連邦、オーストラリア連邦、南アフリカ連邦のような「土地広大にして人口寡少なる地域」においては、「経済的発展」にとって「移民」は不可欠なものであると吉村は述べる。しかし、どの植民地においても「移民」に関して「白人の争議」が絶えないことを指摘する。吉村は、この主な「原因」は、植民地人民の「移民」に対する「無知」、「偏見」、「恐怖」であり、その「根底」には「人種問題」があると断じ、日本に関係する「移民」をめぐる「外交問題」の事例を挙げる。例えばカナダにおいては、アメリカによるハワイへの「移民排斥」の結果、カナダへの「日系移民」が増加すると、1907年、ブリティッシュ・コロンビア州において「大騒擾」が起り、日本政府発行の「渡航免状」による人数制限がカナダ連邦政府との間で合意された。ブリティッシュ・コロンビア州はこれに満足せず、独自の「法律」における「規定」による直接的規制と「英語試験」による間接的規制による「排斥」を試みたが、連邦政府はこうした州による直接的法的規制を否認すると共に、ブリティッシュ・コロンビア州の高等裁判所も「英語試験」による間接的規制も無効であると宣言した。また、同州は

21) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、12頁-13頁。

22) J. Darwin, 'A Third British Empire? : The Dominion Idea in Imperial Politics', 67頁。

日本人を含む「東洋人」を鉄道や鉱山等の事業に雇用することを法的に禁止しようとしたが、これも連邦政府によって否認された。しかし、こうした人々に「選挙権を許与せざる法律」については高等裁判所のみならずイギリス枢密院司法委員会も適法であると判断した。²³⁾ オーストラリア連邦においては、「英語試験」によって日本人の新たな入国は拒絶され、「既に居住せるもの」に対しても、同試験により労働従事を妨げる「法律」が存在するものの未だ「実行」されるには至っていないが「甘蔗栽培」に従事することはすでに「禁止」されているなど、「日系移民排斥」が進行していることを危惧している。²⁴⁾ 吉村は、「自治領」に見られるイギリス帝国の統一性を一種の理想形としながらも、そこに抜き難い差別意識があることを見抜いていたのである。

実際に、自治領をイギリス帝国に結び付ける上で大きな役割を果たしたとされる「イギリス民族感情」は、イギリス系移民が多数を占めるカナダ連邦やオーストラリア連邦においては顕著であった。移民による「競争」と「不安定さ」は、カナダ連邦を「外国人移民」に反対する姿勢をとらせ、オーストラリア連邦も「アジア人移民の大群」に脅威を感じていたのである。²⁵⁾

「船舶」に関する「自治領」の権限はその領域内に限定され、「自治領」に「船舶」に関する権限は殆どなかったが、次第に「自治領の要求」を容認することを通じて領域内において登録された「船舶」および沿岸貿易に従事する「船舶」に限っては管轄権を有するようになっていたことを紹介しながら、全くイギリスと同等の権限を有する地位に立とうとする「自治領」からの「帝国会議」における要求は未だ実現していないと吉村は述べる。²⁶⁾ また、「著作権」に関しては、1911年以前においてはイギリスにおいて「著作権」を取得した場合は「自治領」においても保護を享受することができたが、「自治領」において取得された「著作権」はイギリスにおいては何等の保護も享受することは出来なかった。しかし、「自治領」の「主張」の結果、1911年に「著作権法」が制定され、同法は原則としては「自治領」には適用されず、同法を適用するか否か、適用する場合はどのように適用するか、といった権限は、「自治領」に委ねられることとなったと吉村は紹介する。²⁷⁾ いずれも「自治領」の権限が拡大した事例として紹介されている。

「帰化」を許可する権限を「自治領」は有していたが、当初それは片務的なものであったと吉村は言う。すなわち、イギリスにおいて「帰化」した者はイギリス帝国全域におい

23) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 15頁。

24) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 16頁。

25) J. Darwin, 'A Third British Empire?: The Dominion Idea in Imperial Politics', 72頁。

26) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 16頁。

27) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 17頁。

てイギリス臣民としての「分限」を取得することができたが、「自治領」において「帰化」した者は、「当該自治領」においてのみイギリス臣民として認められるのみであり、イギリス本国やその他の地域においては「外国人」と看做される状況であった。しかし、「自治領」の主張を受けて1911年の「帝国会議」における宣言を経て、1914年、「イギリス国籍および外国人に関する法律」が制定され、「自治領」において「帰化」した者にもイギリスにおいて「帰化」した者と同等の権利が認められることとなったと述べる。このことはイギリス帝国内の「帰化」に関する権利を平等化することには貢献したが、吉村は、イギリスが外国との間に締結した通商条約が「自治領」に適用なき場合においても、「自治領」のイギリス臣民は条約による権利を享受するのにもかかわらず、相手方の条約国の臣民は「自治領」において条約による何等の権利も享受することができないという「片務的状态」となる点に注意を喚起する。²⁸⁾ 吉村は、イギリス帝国内の統一性に関する調整は、イギリス帝国外に矛盾を負担させる可能性があることも認識していた。

しかし、「帰化」はイギリス帝国の一体性に密接に関係する事項であり、通説によれば、「国家的地位」と「帝国アイデンティティ」との融合した感情を有する自治領諸国の存立基盤に関わる重要事項であり、本国の「イギリス民族感情」の強調と相まって、帝国の統一性にとってイギリス帝国外に生じる矛盾を度外視しても早急に政策的対応が必要となる重要課題であったのである。²⁹⁾

「自治領」における「憲法改正」に関しては、ダーラム卿の意見を取り入れたカナダ連邦においては、「軽微」な事項の外、「憲法改正」の権限は有していない。一方、ニューファンドランドにおいては、「普通の立法手続」によって「憲法改正」が可能であり、オーストラリア連邦においても連邦憲法のみならず「連邦内各州」においても各州「憲法」の改正は可能である。ニュージーランドも「自由に」その「憲法」を改正することができ、南アフリカにおいても「憲法」の変更は「殆ど自由」である。上記の事情を紹介しながら吉村は、「自治領」は「憲法変更の自由」を有する場合においても、「自治領議会」は議会自身を「廃止」あるいは「権限を変更」することは出来ないことを再度確認している。³⁰⁾ 「自治領」の「憲法改正」について論じながら、吉村は、「自治領」におけるイギリス帝国認識には地域差が存在し、一定の裁量権を認める必要性を指摘したのである。

吉村は最後に「司法」についてまとめている。「自治領」における裁判については、イギリス本国の枢密院司法委員会に上訴する制度であることを述べた上で、こうした制度は、

28) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、18頁-19頁。

29) J. Darwin, 'A Third British Empire? : The Dominion Idea in Imperial Politics', 71頁。

30) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、32頁-33頁。

①「自治領」における「特別の事情」に基づいて法規の解釈を行う必要から「法律解釈の統一」に関しては多くを期待できず、②「自治領」の「民心」に影響する問題について「冷静公平」な判断を得られる「利益」はあるように見えるが、実際にはそうした事例は「稀有」であり、むしろ「裁判所」によらず「政治上の手段」によって「解決」を図る方が現実的である、と考えていた。裁判の最終判断を本国の「枢密院」が行う制度は、「自治領」における「地方政府」と「中央政府」との「関係」や「自治領」とイギリスとの「関係」に悪影響を及ぼす可能性があり、さらにイギリスのように裁判において「司法」と「行政」の「区別」がなく、全ての「権利問題」を裁判所の管轄に任せることは、「司法」の影響を「政治」に及ぼす危険性があることを指摘する。そして、「司法上」より「帝国の統一」を図ろうとするのであれば、「枢密院司法委員会」を拡張し、委員中に「自治領」の裁判官を加え、「植民地の事件」だけでなくイギリスの「事件」についても同委員会で判断を下す制度改正が必要であると主張した。³¹⁾ この事例も、イギリス本国と「自治領」との力関係の変化を象徴するものであった。

以上に見られる吉村源太郎のイギリス帝国の統一性に対する認識を整理してみよう。彼は、①イギリス帝国の統一性を維持するためには、内政における自治領の自治を承認すること、②自治領の地政学的位置や住民の民度によって非合理的な政策が適用されようとする場合には、本国の適切な介入も必要であること、③第1次世界大戦による本国と自治領との力関係が自治領優位に変遷していくことに留意しつつ、統一性維持の方策を模索すること、が肝要であると考えていたことが見て取れる。こうした吉村の認識は、①および②に関しては通説と同様であるが、③については、吉村が本国と自治領の力関係が自治領優位に傾いていくことについて、本国が「妥協」を余儀なくされる過程であると捉えるのに対し、通説では、そうした変化はむしろ本国も望ましいことと考えていたとする点において相異が見られる。

(2) 自治領の外交と防衛

吉村は、「条約」に関して重要な位置を占める「関税問題」について、外交に及ぼす影響が大きかったことからイギリスは「関税」の決定権を植民地には許容しなかったが、初期の植民地の収入は「関税」による以外になかったため、植民地諸地域は「関税」に関する権限を認めるようイギリスに強く迫り、イギリスが当時「自由貿易主義」を推進していたことと相まって、1859年、「差別的関税」の賦課は認めなかったものの「関税」に関す

31) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、33頁-36頁。

る権限を植民地に移譲するに至った経緯を叙述する。オーストラリア連邦およびニュージーランドは、相互間における「特別関税」の設定も認められていった。³²⁾ 1878年には、イギリスがカナダ連邦の外国貿易を発展させるためスペインとの間で「関税条約」を締結するに当たり、カナダ連邦政府はその高等弁務官を条約交渉に顧問として参画させることを求め、認められた。1884年になると、イギリスはフランスとの間での条約締結に当りカナダ連邦政府の代表者を条約交渉の当事者となることを認めるようになった。イギリスはこうした「自治領」の権限拡大に一定の制限をかけ「帝国の統一」を保つべく、1895年、「自治領」が外国に付与する特典については他国やイギリス帝国全体に「最恵国待遇」を認めることや特典がイギリス帝国に損害を与えないこと、などの条件を定めるに至った。しかし、「通商条約」締結において「自治領」がこうした条件を貫徹することは次第に困難となり、イギリスと「自治領」との間の「紛議」も起こるようになったため、イギリスは外国との条約中に「条項」を設け、「自治領」が一定期間内に「加入の通告」を行わない場合には、条約は「当該自治領」には適用されないこととするに至り、以来、「自治領の同意」を経ずに条約が締結されることはなくなった。「自治領」の要求はさらに続き、1911年以降においては、既に締結された条約に関して、「自治領」は1年の「予告」を以て条約から「脱退」することができることが当該相手国との間で合意された。さらに、1907年以降においては「自治領代表者」の条約締結の「形式」にも変更が行われ、イギリスの代表者のみならず「自治領の代表者」も条約に「署名」することとなった。³³⁾

「自治領」政府の地位向上はさらに続き、「当該自治領」に関する条約交渉においてイギリス政府の代表者が交渉に殆ど関与することができない事例も見られるようになっていった。1910年にカナダ連邦政府が「関税戦争」を終結させるためにドイツとの間で締結した条約、あるいは、実施には至らなかったものであるが、1911年に同連邦政府がアメリカと締結した「関税上の協定」に関する交渉における事例である。こうした例について吉村は、「自治領」の「通商条約」に関して国際上「殆ど独立の地位」に立つ状態であると論評した。³⁴⁾

上述のように、イギリスは「通商条約」のみならず「政治条約」においても予め「自治領」との間で「商議」することを常とするようになっただけでなく、1908年にアメリカと「仲裁条約」を締結した場合においては、条約中に1項を設け、「自治領に関係ある事項」については「仲裁裁判」に付する前に「自治領の同意」を必要とすることとし、一方的に

32) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、21頁。

33) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、21頁-24頁。

34) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、24頁-25頁。

自治領が「仲裁裁判」に拘束されることのないように配慮するに至った。³⁵⁾

吉村の認識では、こうした配慮が必要なほどイギリス本国と「自治領」との力関係が自治領側に傾いていたということになるが、通説は、第1次世界大戦以前においては、ヴィクトリア期の帝国体制に「本質的」な変化はなく、「自治領の地位」、「インドの再編」、「自由貿易の放棄」、「帝国連邦」のいずれも実現していないことからイギリス本国は帝国の統一性を揺るがすような本格的な脅威は生じておらず、「イギリス民族感情」による求心力が勝っていたとの見解を示しており、危機感の点で吉村の認識とは相異が見られる。³⁶⁾

吉村は、「将来」的には「自治領の要求」はさらに昂進し、あらゆる国際会議に「自己の代表者」の「派遣」を求めるようになり、イギリスは「代表者の任命権」と条約の「批准権」によってかろうじて「統一」を維持するほかなくなると予測していた。³⁷⁾ 吉村は、「通商関係」における本国に対する自治領の影響力の拡大はやむを得ない潮流であり、そうした妥協を行ってでもイギリス帝国の統一性は維持すべき価値があると述べており、帝国の統一性の相対的堅固さを強調する通説的解釈と比較すると、帝国の統一性に対する懸念がより顕著である。

「国防」について吉村は、イギリス帝国の「国防」はイギリスの責任に属し、「自治領」側もこれを自らの責任において行わなければならないと考えたことがなかったが、1885年に生じたインド国境問題によってイギリスとロシアとの関係が緊張すると、オーストラリア連邦とニュージーランドは、ロシア艦隊が太平洋で「策動」した場合に備えてイギリス海軍の準備や「自治領」の要塞設備の充実に関してイギリス本国にその「成算」を問い、イギリスは「自治領」が「経費負担」の意志があるかを「反問」するに至ったと述べる。オーストラリア連邦およびニュージーランドは「負担」に応じる意向を示したが、カナダ連邦はそうした「義務」を「承認」しなかった。「和戦」に関する決定は、本国イギリスのみの「掌理」にあったためである。しかし、ヨーロッパ情勢はこうした「自治領」の態度の維持を許さず、1909年以降に至ると「自治領」は「国防」の負担の必要を認めるようになった。³⁸⁾ ニュージーランドは1隻又は2隻のドレッドノート級戦艦の寄付を申し出、カナダ連邦も「自己の海軍」の創設を企画し、オーストラリア海軍はイギリス政府と協定し、イギリスが中国およびインド海域にそれぞれ艦隊を配備することを条件に「経費負担」に応ずることとなった。³⁹⁾ こうした経緯を説明しつつ、吉村は、「国防」の分野においてもイギリス帝

35) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 25頁。

36) J. Darwin, 'A Third British Empire?: The Dominion Idea in Imperial Politics', 66頁。

37) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 26頁。

38) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 26頁-27頁。

39) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 29頁。

国が徐々に合理的な相互利益の原則に基づく関係を模索していく状況を時流の流れと認識していた。

吉村は「和戦問題」に関しても論じている。イギリスが外国と開戦する際は、「自治領」も自動的に「交戦状態」に入るが、その際に「自治領」がイギリスを「補助」する「義務」があるか否か、あるとすればどの「程度」あるのか、を論じたのである。南アフリカ戦争の際には、イギリスはカナダ連邦から駐留軍を引上げ、第1次大戦においても南アフリカから駐留軍を引上げている例が紹介されるが、それらは全て「自治領」との「協議」に基づくものであり、「援助」の「要請」は行われていないことを紹介する。「和戦」がイギリス本国の専決事項であり、イギリス議会に「議員」を選出していない「自治領」は、本国の「専断」した戦争に何等の「責任」を負うものではないと考えたのである。とはいえ実際には、「自治領」は「軍備」に関しても「経費負担」を辞さず、それに伴い「外交上」の「発言権」を得るに至っており、第1次世界大戦において「自治領」が「多大の犠牲」を払うことを辞さない状況から見て、「講和条約」の締結に当たっても、「自治領」がイギリス本国に対して「商議」に与ろうとすることを「要望」するのはやむを得ないと考えていた。⁴⁰⁾

こうした「国防」や「和戦問題」に関連した「帝国の統一性」問題について、ダーウィンは、19世紀末から20世紀初頭にかけて戦われた南アフリカ戦争は、際限なく拡大していく帝国はヴィクトリア期に許された「贅沢」であり、「帝国体制」に本質的な変化を及ぼしたとまでは言えないが、イギリス帝国はもはや「帝国内協力」なしには維持不可能になりつつあったと指摘する。⁴¹⁾そして、第1次世界大戦以降、帝国政治は激動の時代を迎え、「白人自治領」の帝国内での重要性が増していった。第1次世界大戦は、イギリス本国に自治領からの軍事的補助が不可欠であることを認識させる画期となったとされる。自治領は、その20倍の人口を擁する直轄植民地インドと同等の軍事的貢献を行ったからである。イギリス帝国は転換期を迎え、これまでの帝国のあり方は「破壊」され、「新帝国体制」が模索され、「白人自治領」の体制内地位が再定義され重要性を増すと共に、直轄植民地インドの「自治領」的地位への引上げも模索された。⁴²⁾

吉村も同様に、第1次世界大戦による「激動の時代」の変化を意識していた。彼が論じた自治領の「条約」、「国防」、「和戦条約」といったダーラム卿が報告書を書いた時代においてはイギリス本国のみが専権的に「管掌」してきた事項についても、通説が指摘するように「自治領」の権限増大をイギリス本国も容認せざるを得ない状況となっていると認識

40) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、31頁-32頁。

41) J. Darwin, 'A Third British Empire?: The Dominion Idea in Imperial Politics', 65頁。

42) J. Darwin, 'A Third British Empire?: The Dominion Idea in Imperial Politics', 66頁。

していたのである。このような認識を持つ吉村の関心は、ほとんど独立国であるかのような権限を獲得しつつある「自治領」を、いかにして「統一性」をもってイギリス帝国内に留めうるかであった。以下、そうした問題に関する吉村の検討を見ていこう。

3. イギリス帝国の統一性

吉村は、上記のように、イギリス帝国の組織的再編が行われる状況を踏まえて、イギリス帝国を統一的に維持する組織について検討している。彼は、「自治領」の「自主権」は「頗る広汎」であり、本国と「属領」との関係とは異なるとし、イギリス史における1603年から1707年にかけてのイギリスとスコットランドの合邦や1714年から1837年においてイギリス国王がハノーバー選帝侯を兼ねた時期などに見られるように、「国旗」や「貨幣」を異にし、「議会」は各独立の地位を保ちながら、外国に対してはイギリスという1つの「国家」を成し、「外交権」はイギリスのみが駆使する状態を類例として提示し、「自治領の権能」の「範囲外」にあるものは「外交問題」のみであると主張する。その上で、「外交問題」において「自主権」を獲得するには「独立」するしかないが、「世界の犬勢」から見ると「独立」は必ずしも「自治領」の地位を「安全強固」にするものではなく、むしろ既得の「自主権」を毀損しない範囲でイギリスとの関係を「緊密」にして「国防の責任」を「分担」すると共に「外交」に関与する「権限」を獲得し、「帝国の統一」を図ることこそが「自治領」の執るべき「自然の針路」であると述べる。また、イギリス側から論じても、「帝国の安危」に関する「外交」および「国防」の「責任」をイギリスのみで「負担」し、「自治領」に対しては全く関与の「権能」を与えないといったやり方は、イギリスの「実力」が「帝国の防備」に当るに堪え、「自治領」が「従属的地位」に甘んずる間においてのみ持続するやり方であり、第1次世界大戦のイギリスの状況を見れば既に不可能であり、「自治領」がイギリスを「援助」すると共に「自治領」が「外交」に「干与」を認められながら「国防の負担」を行うようになっている現状は「当然の事」に属すると述べる。吉村の関心は、あくまでイギリス帝国の枠組みの中で「外交」や「国防」およびそれに伴う「財政」をどのような政治組織によって行うことが適当であるか、であった。⁴³⁾

吉村は、当時存在していた2つの組織である「帝国会議（植民地会議）」と「帝国国防委員会（帝国防衛委員会）」についてその成立経緯と内容を検討する。「帝国会議（植民地会議）」は「太平洋の防備」に関するオーストラリア植民地とイギリス政府との交渉に由

43) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、36頁-37頁。

来するものであり、1887年の第1回に開催されたのを契機として、「軍備」、「通商」、「交通」、「著作権」、「商標」などの自治領相互間および自治領とイギリス間における「関係事項」を「審議」するものであり、当初は「植民地会議」と称してイギリス代表者の外「自治領代表者」のみならず「王領植民地の代表者」も参集したが、1894年に開催された第2回以降は、イギリス代表者と「自治領代表者」に参加者が限定され、1897年、1902年の会合を経て1907年に至ると「帝国会議」と名称が変更され組織権限も明確化された。それは、イギリス政府の「首相」と「植民大臣」、自治領政府の「首相」および「他の大臣」を以て組織され、イギリス政府および「自治領政府」がそれぞれ各1票の議決権を有し、4年毎に開催し、「帝国に共通なる事項」を「審議」することにあつた、と紹介する。また、「帝国国防委員会（帝国防衛委員会）」は、イギリス政府の「大臣」および「軍事専門家」を以て組織され、「自治領の代表者」も「班列」することは出来たが、「軍事問題」および「之に関する外交政策」について政府による「説明」を「聴取」するに過ぎず、「責任」を以て「討議」に「参加」することは出来ず、「自治領」が「帝国国防委員会（帝国防衛委員会）」の組織を通じて「外交」および「国防」に「干与」することは望むべくもなかったと述べている。⁴⁴⁾ 吉村は、上記のような状況にあったイギリス帝国が「統一を図る方法」として、当時5つの方法が「帝国会議」を中心に議論されていたことを紹介している。

19世紀から20世紀にかけての帝国の再編について考察した木村和男も、「ドイツやアメリカなどの新興工業国の台頭と既に確立された内政における自治に加え帝国全体の軍事・外交への発言権を強化し、イギリス本国と対等な立場に近づこうとする『自治領ナショナリズム』の高揚に対応するため、イギリス本国において自治領との連携強化を図る帝国統合問題に関する様々な議論が植民地会議（帝国会議）を舞台に展開された」⁴⁵⁾として、帝国再編における帝国会議（植民地会議）と帝国防衛委員会（帝国国防委員会）における論議の意義づけを行った。以下では、吉村の報告書に見られる帝国会議（植民地会議）における帝国統一性論議を（1）関税政策による統一論議、（2）政治的関係強化による統一論議、（3）会議体の新設・改編による統一論議、の3点に整理しつつ、木村和男による論議の意義づけを参照しながら分析していく。

（1）関税政策による統一論議

この案の代表的なものとして、吉村は植民相を務めたネヴィル・チェンバレンによる「関

44) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、38頁。

45) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地＝帝国会議とドミニオンの誕生—」木村和男編著『世紀転換期のイギリス帝国（イギリス帝国と20世紀 第2巻）』ミネルヴァ書房 2006年、111頁-112頁。

税政策」の試みを挙げている。⁴⁶⁾ 1895年に植民相に就任したジョゼフ・チェンバレンは、政治・経済・軍事の全てにわたる中央集権的な連合王国型統合である帝国連邦の達成を目指したのである。⁴⁷⁾

吉村によれば、イギリスは「自由貿易主義」を理想としていたが、「産業発達の程度」を異にする「自治領」はことごとく「保護政策」を志向していた。南アフリカ戦争を契機とする「内外の情勢」は、イギリスと「植民地」との密接な関係の必要をチェンバレンに痛感させ、「関税特惠制度」による「帝国の統一」を高唱させたのであると述べる。チェンバレンは、イギリスからの輸入品に対し、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカおよびカナダがこぞって「特惠関税」を求めていると主張したが、吉村はイギリスの「自由貿易主義」と「自治領」の「保護貿易主義」とは、「互いに何等かの犠牲」を伴い「調和」が困難であったことと、「内外情勢」がイギリスや「自治領」の「貿易上の主義」を捨ててまで「帝国の統一」を図らねばならない程「急迫」したものではなかったと考えられたことにより、チェンバレンの主張は受け入れられずに終わったと総括しながら、現状においては「形勢」は一変しており、「帝国統一問題」の中心は「関税政策」ではなく「外交政策」に移っているため、「自治領」との関係において「帝国の統一」を「関税政策」によって行おうとする状況ではなくなっていると評価した。⁴⁸⁾

以上のように、吉村は「関税政策」を「帝国の統一」を志向する中でのイギリス本国と「自治領」諸国との経済的利害関係の観点から論じている。しかし、木村によれば、チェンバレンにとって関税改革は、自治領の意向をくみ取ったうえで帝国特惠関税を第1歩とし、帝国全体の立法・行政機関である帝国評議会を実現しようとするものであった。⁴⁹⁾ しかし、自治領諸国の反応は鈍く、1897年の植民地会議では、帝国特惠関税に関する可能性の模索は決議されたに留まったのである。⁵⁰⁾ その後の1902年の植民地会議においてもチェンバレンの主張する関税改革は進展せず、失望したチェンバレンは植民相を辞任し、閣外で関税改革キャンペーンを繰り広げることとなった。⁵¹⁾ 関税改革と帝国統合を合わせて訴えたチェンバレン・キャンペーンは、政界外での帝国への関心を高める効果を持ったが、植民地会議内での帝国特惠関税論議には全く前進が見られずに終わった。⁵²⁾

46) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 39頁。

47) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」, 115頁。

48) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 39頁-41頁。

49) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」, 114頁-115頁。

50) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」, 119頁-120頁。

51) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」, 124頁-125頁。

52) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」, 126頁-134頁。

吉村の「関税政策」理解は、大枠において本国と「自治領」との利害対立の存在を前提とした経済的側面に注目したものであり、上述したようにその位置づけに関しては通説的理解とは異なっており、分析視野に関する限界が見られる。

（2）政治的関係強化による統一論議

次に吉村は、「自治領」がロンドンに派遣している「高等弁務官」は通常「第1流の政治家」が任命されるため、ロンドンにおける「社会的地位」は「大使」にも匹敵するため、高等弁務官を通じてイギリスと「自治領」との間の「政治上」の関係を強化する案が1911年の「帝国会議」において提唱されたことを紹介する。しかし、「自治領」の政権政党の政治家を以て任命されることの多い「高等弁務官」は、任期のずれから必ずしも「自治領政府」の意見を代表するとは限らず、「自治領」が他の「大臣」を派遣してイギリスと交渉させることが多かったため、政治的関係の強化にはつながらないとの意見により「帝国会議」の承認を得るには至らなかったと述べている。⁵³⁾ しかし、政治的関係強化に関して「高等弁務官」の役割に期待する吉村の見解は、現在の通説においては余り重視されてはおらず、吉村自身も多くの記述をしているわけではないことから、次に見る会議体の新設・改編による統一論議の重要性を強調するための記述であると思われる。

（3）会議体の新設・改編による統一論議

①イギリスおよび自治領選出議員による帝国会議において外交および軍備の決定を行う案

吉村によると、この案は「外交」および「軍備」に関する「決定」を行うため「帝国会議」を設け、イギリスおよび「自治領」の「内閣」または「議会」選出議員によって組織し、その決定はイギリスおよび「自治領政府」によって執行される、とするものである。先に述べたチェンバレンによる「帝国評議会」案の系譜に属するものであるが、吉村は、この案に基づけば、「責任政府の原則」上、「帝国会議」はイギリスおよび「自治領」の「議会」に対して「責任」を負うこととなるが、イギリスおよび「自治領」の「議会」が「帝国会議の決議」を遂行するのに必要な法案を「議決」できなかった場合には、イギリスおよび「自治領」の「政府」は「帝国会議」の「決議」を「執行」することができず、その「責任」は「帝国会議」が負うこととなり、「帝国会議」は「総辞職」せざるを得なくなり、結局「政務の遂行」が妨げられ、本国イギリスにおいても「自治領」においても「責任政府」による「自治」を阻害する結果となるため、吉村は適切なものではないと考えた。⁵⁴⁾

53) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、41頁-42頁。

54) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、43頁。

木村和男の論考によれば、本論議は、帝国全体の立法・行政機関である「帝国評議会」を実現して「真の帝国連邦」を実現しようとする大構想であった。⁵⁵⁾しかし、1897年の植民地会議では、こうした「帝国統合」に関するイギリス本国と「自治領」、あるいは「自治領相互間」の相異のみが目立った。統一党から自由党への政権交代後の1907年の植民地会議においても、本案は「帝国統合」と「自治領ナショナリズム」における意見の相違が目立ち、緊密な帝国統合と帝国共通の防衛・外交政策を求めるオーストラリアと現状の帝国政治関係を墨守しようとするカナダとの対立が見られた。妥協案として、自由党の植民相エルギンは、植民地会議を帝国会議と改称し、独立した帝国評議会の創設ではなく植民省の一部局として恒久的な事務局としてドミニオン局が1907年12月に設置され、チャールズ・ルーカスが初代局長に任命された。⁵⁶⁾

吉村にとって本案は、代表権と政治的責任が適切に両立しない点が問題となったのであるが、こうした視点は、イギリス本国と「自治領」諸国との間の「帝国統合」と「自治領ナショナリズム」との対立を適切に捉えたものであると思われる。

②イギリス議会に自治領からも議員を選出し、外交上の関与を可能にする案

また、吉村は、イギリス本国の「議会」に「議員」を「選出」する権能を「自治領」に付与し、「自治領」が「外交」に「干与」することができるとする案も紹介している。しかし同時に彼は、もし「自治領」選出議員がイギリス選出議員と同様に、イギリスのみに関係ある「政務」について「論議」を行う権限を持てば、「自治領」選出議員はなんらの「責任」も感じることなくその「地位」を利用して「権勢」を得るべく「各党派」の間に介在し「議会の形勢を左右」しようとして「政務」に支障をきたすため、「自治領」選出議員はイギリスのみに関係する問題については「発言」や「評決」の権利を持たないことが望ましいが、このようにした場合、イギリス選出議員は「総ての問題」について「発言権」を有するのに対し、「自治領」選出の議員は「帝国全体に関する問題」についてのみ「発言権」を有することとなり、「政府」と「議会」が対立した場合などにおいて「総辞職」や議会の「解散」による影響のみを蒙り、「責任政治」の実現が困難になる点で、「自治領」選出議員にとって「無意味」であるのみならず「不条理」であると批判した。⁵⁷⁾ここでも吉村の「議会」における代表権の行使とそれに基づく「責任政治」重視の姿勢が窺われる。

55) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」, 114頁-115頁。

56) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」, 126頁-132頁。

57) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 44頁-45頁。

③外交、軍事および関連財政に関して帝国全体を通じて別に議会と政府を設置する案

この案は、「外交」、「軍事」およびこれらに伴う「財政」以外の「政務」については「従来」通りイギリスおよび「自治領」の「自治」に属するものとし、「外交」、「軍事」およびこれらに伴う「財政」については、「帝国の全体」を通じて別に1つの「議会」と1つの「政府」を設置するとするものである。吉村は、この案によれば、イギリスおよび「自治領」の人々に対して「責任」を有する「議会」を設け、この「議会」に対して「責任」を有する「政府」を置き、「外交」や「軍事」に関する政策の遂行を行わせることができ、①や②の案と比較すると「責任政府」の「理論上」、問題はないとする。しかし、提案による「議会」を組織する「議員」の構成は人口20万人に議員1名の選出であり、イギリス本国220人、カナダ連邦37名、オーストラリア連邦25名、南アフリカ連邦7名、ニュージーランド6名、ニューファンドランド2名となることからイギリス本国選出議員が多数となり、「議会の意思」は即ちイギリス選出議員の意思となり「自治領」の「干与」は有名無実となること、イギリスにおける「近代の趨勢」を見ると、「外交」および「国防」の問題については「政争の外」に置かれ、「議会以外」において朝野の「意思疎通」が図られる傾向があり、「議会」は政府による「報告」を受けるだけになりつつあり、特に帝国全体を通じた新たな「議会」を設置する「実際上の必要」はない、と結論づけた。⁵⁸⁾

本案は、木村和男の論考を参照すると、チェンバレンの目指した「帝国評議会」創設の合意形成が行われなかった1907年の植民地会議の成果に不満を持つグループが、ラウンド・テーブル運動に集い帝国会議より組織的かつ求心力の強い「帝国統合」を目指した「帝国連邦論」再生の中に位置づけられるものである。ラウンド・テーブル運動の中心人物ライオネル・カーチスは、1911年帝国会議において、ニュージーランド首相ウォードを通じて帝国評議会の創設を図ったが、カナダや南アフリカの首相およびイギリス本国首相の反対によって実現しなかった。⁵⁹⁾「帝国の対外関係」は全て本国政府が掌握すべきであると考えた自由党のアスキス首相がイギリス内閣の権限を脅かす「帝国評議会」創設に反対したことと、「自治領ナショナリズム」が「帝国評議会」による「中央集権的」な「帝国統合」を嫌ったためであった。⁶⁰⁾

吉村の見解は、前述2案に見られるのと同様、イギリス本国および「自治領」の代表者の意思が現実の政策に反映されるか否かに注目しており、通説に見られるようなイギリス本国政府の権限移譲への抵抗や「自治領ナショナリズム」を視野に入れつつも、優先権は

58) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、46頁-47頁。

59) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」、134頁-136頁。

60) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」、136頁-137頁。

あくまで「議会」を基にした民主的合意形成に置かれていたことが分かる。

実際、上述の①、②、③の3案について、吉村は、「三案を通して」、これらの「提案」は「外交」および「国防」に関する現行制度が「責任政治の原則」に反するものであると考えることから生じていると指摘する。即ち、「現在」のイギリス政府はイギリス「議会」の組織する所のものであり、イギリス「人民」に対して「責任」を負うに止まり、「自治領の人民」とは「何等の交渉」もないにも拘らず「自治領の死活に関する問題」についてイギリス政府のみが「権限」を有する構造となっているが、3提案はこれを「非」とし、「外交」および「国防」に関する「政策」を「決定」する「機関」はイギリスおよび「自治領」の「全体」に対して「責任」を負うものでなければならない、との立場をとったのである。⁶¹⁾

この諸提案が持つ意味について吉村は、これらの「提案」は一見「自治領の地位」を「向上」させる外観を有するが、「実際」には「現に享有する自治権」をむしろ「削少」する「結果」をもたらすと指摘する。こうした彼の見解は、「帝国評議会」による「帝国連邦」構想にあくまで抵抗した「自治領」諸国の「自治領ナショナリズム」に基づく姿勢を適確に捉えている。彼はこうした事情が、これら3提案がイギリスにおいて「反対」されているのみならず「自治領」においても「異論」を喚起されている理由であると述べた上で、これらの提案は、「自治領」全体を当時のアイルランドたらしめるものであり、アイルランドの「自治問題」は将来的に「連邦を組成せる自治領の運命を暗示するもの」に外ならず、もしこれらの提案によってイギリスとの「連邦」が形成される日は、即ち「連邦脱退運動の生ずる日」となるであろうと危惧していた。⁶²⁾

吉村は、あるいは「政府」を「基礎」とし、あるいは「議会」を「基礎」とする諸提案は、「帝国の政治組織」を「建設」しようとするものであるが、様々な問題点を内包するものであり、未だ「国論の帰一」を見るに至っていない、とこれらのイギリス帝国統一諸論議を批判的に総括したのであった。⁶³⁾

④帝国戦時内閣の成立と展開

その後も帝国防衛委員会を通じてラウンド・テーブル運動を背景とした帝国評議会設立が働きかけられ、ドミニオンに一定の発言権を与えながらもイギリス本国政府が指導性と帝国防衛の一元性を保持する枠組みが目指されたが、本格的な帝国再編を実現する間もな

61) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、47頁。

62) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、48頁。

63) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』、49頁。

くイギリスは第1次世界大戦の戦時体制に突入することとなった。⁶⁴⁾ 1916年12月に成立したロイド・ジョージ連立内閣は、1918年夏には帝国戦時内閣へと拡大され、戦時体制の下において帝国の拡大、統合、発展が図られていくこととなる。⁶⁵⁾ 吉村も、1916年12月、転機が訪れたと指摘し、イギリス首相ロイド・ジョージが従来の「内閣制度」を「変更」して「軍事内閣」を設けると共に、別個に「帝国軍事内閣」の制度を創出し、イギリス本国と「自治領」およびインドとの意思疎通を「緊密」にする「手段」を講じたことに言及する。吉村は、こうした「変更」は、「帝国組織問題の解決」に「一進転」を成したと評価する。ロイド・ジョージによる「帝国軍事内閣」は、「軍国の機務」を「商量」するため、「自治領」のみならずインドの「代表者」をもロンドンに迎え「会合」し、1917年3月から4月にわたり閣議を開催したのであった。⁶⁶⁾

吉村は、「帝国軍事内閣の制度」は、イギリス、「自治領」、およびインドの「政府」を「基礎」とし、「帝国の統一」を全うしようとする試みであるが、これらの「政府」が「現に享有する自治権」を害することなく「統一の実」を挙げることができるか否か「今後の事跡」に注目したいとしながら、「従来」の「帝国組織の論議」において「閑却」されてきたインドが「帝国軍事内閣」に「代表」を参加させることを認められた点を「正しく機宣の措置」であるとして高く評価する。⁶⁷⁾

吉村は、インドの「政治的地位」はイギリス「帝国」中において「頗る重要」であることは「勿論」のことであるが、最近において「自治運動」が興隆している事情、第1次世界大戦に際して、「兵力」、「軍費」等でイギリスに「自治領」と比べても「遜色なき」貢献をしているにもかかわらず、「外交」および「軍事」に関しては「自治領」と「待遇」が異なり、「干与の機会」が与えられてこなかったことについて、「公正の措置」とは言えないと指摘し、それは、従来「帝国組織」を論じてきた識者たちがインドを顧みなかったためであり、その理由として「帝国」の「外交」、「軍事」に「参与」するには「人民」に「自治の権能」があることが「要件」となっており、その「能力」のある者は「自治領の人民」のみだと考えられてきたためであると述べている。吉村、そうした考え方は、「海外領土」の「政治上」、「経済上」の「地位」および「人民の文化」を「商量」することなく、ともすれば「人種的偏見」に基づくものであると批判する。⁶⁸⁾

64) 木村和男「帝国再編への萌芽—植民地=帝国会議とドミニオンの誕生—」, 137頁-139頁。

65) 亀井紘「第1次世界大戦とイギリス帝国」佐々木雄太編著『世界戦争の時代とイギリス帝国（イギリス帝国と20世紀 第3巻）』ミネルヴァ書房 2006年, 33頁。

66) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 49頁。

67) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 50頁。

68) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 50-51頁。

そうしたこれまでの考え方に基づいて、「帝国に共通なる事項」を「審議」する「帝国会議」にさえ、これまでインドは「代表」を送ることができなかったが、現在は「帝国軍事内閣」に「代表」を参加させることができるようになってきていることは「事理の当然」であるとはいえ「帝国組織の解決」の上で「一進歩」であると評価する。⁶⁹⁾しかし、吉村は更に進んで、「現在」のインド人民の「代表者」と称する者は、インド「政府」の「選任」に係る者であり、インド「人民」の「意思」に基づくものではないため「自治領代表者」とは「性質」を異にしており、将来的には「自治運動の趨勢」を考慮すると、インド「人民」を「代表」する「機関」によって「選任」されるようになるであろうと期待していた。⁷⁰⁾

吉村は、「帝国軍事内閣」が将来的には「毎年の会同」を行い、次第に内外の情勢に適合した「帝国組織の根基」になるであろうと述べ、その際には「政務」の内、主としてイギリスに関するものと、主として「帝国全般」にわたるものとの2部に分かれ、同一の「首相」が「統督」する2つの「内閣」が成立することになるとし、「帝国全般」にわたる「内閣」の「閣員」中には、「自治領」およびインドの「代表者」を「包含」することになるであろうと予想した。⁷¹⁾このように吉村は、「帝国軍事内閣」は、「戦時中一時の施設に止まらず、平和後も存続せらるるもの」であると評価したが、「此制度とデモクラシーとの関係」に注意が必要であるとも述べた。そして、戦後に高揚するであろう「デモクラシーの勢力」に対し、イギリス本国の「政治家」が如何なる「調和手段」を提示するかを「興味ある問題」であると述べたのであった。⁷²⁾

4. おわりに—吉村源太郎のイギリス帝国認識

吉村源太郎の『英帝国之統一問題』に見られる彼のイギリス統治認識とはどのようなものであったのだろうか。イギリス帝国の白人「自治領」や直轄植民地について調査・分析を重ねてきた吉村にとって、イギリス帝国統治に関する最大の関心事はその「統一性」の問題であった。彼は、イギリスの植民地には通常「自治領」と直轄植民地とがあるが、「重要なもの」はカナダ連邦、ニューファンドランド、南アフリカ連邦、オーストラリア連邦、そしてニュージーランドなどの「自治領」であるとする。これらの「自治領」では「白人」が「政治上、経済上、又社会上に優越せる地位」を占めており、本国の制度と同様の

69) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 51頁。

70) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 51頁。

71) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』, 52頁-53頁。

72) 吉村源太郎「戦争と英国の国家組織」黒龍会『亜細亞時論』1917年11月, 65頁。

「立法議会」と「政党政治」とを有しており、「統一問題の中心」をなすものは自治領とイギリス本国との関係であると述べる。そして、イギリス人の「脳裏」には、「帝国の統一」とは「自治能力を有する人民の連合」であり、「自治」はヨーロッパ人、殊にイギリス人にして「始めて之を能くする」との「信念」を有していると断ずる。⁷³⁾ この点は、吉村がイギリス帝国のインド統治政策における「一大謬想」と非難したものであったが⁷⁴⁾、同時に、ダーウィンが「イギリス民族感情」と呼び、吉村がイギリス「海外領土」の「覚悟」と呼んだ、イギリス帝国の「統一性」を維持するための極めて重要な要素であることも理解していた。吉村は、イギリス帝国の「統一性」は、イギリスの「海外領土」とりわけ「自治領」の人々が、イギリス帝国によるのでなければ「自由制度の恩寵」を「享受」することを得ない、という「覚悟」を共有していたことによって維持されていたと認識していたのである。⁷⁵⁾ そうした認識に立つ吉村にとって、イギリス本国および「自治領」の「議会制度」による民主的合意形成に基づく「責任政府」による「自治」の尊重と、それによってもたらされる安定的秩序こそが、イギリス帝国の「統一性」を担保する理想的帝国運営であったのである。言い換えれば、吉村の追求したものは、本国が植民地に対して行う「自由」で「寛宏」な統治政策と、植民地が「自由」は本国の統治政策による「恩寵」であると認めることによって相互協力的に成立する「信頼の帝国統治」であったと言えよう。

イギリス帝国と「自治領」との関係性を、批判しながらも植民地統治における規範と見る吉村源太郎は、イギリス帝国に関する認識をイギリス同様に植民地における民族運動の高揚に対する対応を必要としていた日本帝国の植民地統治との関連でどのように考えていたのであろうか。彼は、拓殖局嘱託となる直前に欧米諸国によるアジアへの「圧迫」に対して「大亜細亜主義」を「鼓舞」することで対抗しようとしていた黒龍会が発行した『亜細亜時論』創刊号の巻頭論考「亜細亜主義に就て」⁷⁶⁾の中で自らの認識を記している。

そこで吉村は、「自治制度を以て誇とする英国は、印度に於て自治運動を抑圧せむとするにあらずや」としてイギリスのインド統治を厳しく批判している。彼は「欧州文化」の「東漸」を文明化の一環として歓迎しながらも、「不当なる欧州列強の圧迫」に反発し、「亜細亜主義」によって「欧州列強」を「反正」せしめることを提唱する。彼は、「亜細亜主義」を「亜細亜の民族」の「正当」かつ「自由」な発展を遂げさせ、「世界の文化」に寄与するものと主張した。彼は、アジアにおける独立国である「日支」が「提携」して「正当な

73) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亜時論』1918年12月、40頁-41頁。

74) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亜時論』1918年12月、45頁。

75) 吉村源太郎『英帝国の統一問題』、2頁。

76) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』1917年7月。

る発展」を欧米諸国に「承認」させることが必要であり、その目的のためには「我が正当なる発展を承認せしめ、以て他民族に及ばむとするものなり」とし、日本帝国が主導権を持ちながらアジア諸民族を善導すべきであると主張していた。⁷⁷⁾

日本帝国が中国大陸において「相当の地位」を占めることが「必要」であることは「見易き理」であり、これをなくしては「日支親善」の「実績」を挙げ、欧米列強と「角逐」して「東亜の大局」を主導することは出来ないと主張したのである。⁷⁸⁾

吉村は、イギリス帝国の植民地統治、とりわけその「自治領」統治を模範例として参照しながら、インドなどの直轄植民地の統治のあり方には批判的な主張を展開したが、それは、インドの政情不安はイギリス「帝国の統一」を危うくするもの」であり、「英国のみ」の問題」ではなく、「東洋和平の重任に当る我国の深く思を致すべき所」であったためである。⁷⁹⁾ 吉村は日本帝国の植民地統治については肯定的であった。この一見矛盾した立場を正当化する思想的枠組が「亜細亜主義」だったのである。

吉村の論考「亜細亜主義に就て」は、中国の知識人である君實によって『東方雑誌』に翻訳され、「亜細亜主義」に共感を寄せる中国人読者にも読まれることとなった。⁸⁰⁾ その翻訳は「日本語のものにほぼ則したものであり、必要な文法的相違が整えられただけであった」ものの、「いくつかの省略がなされ」、「論考を中国人読者により訴えるものにしていった。『我が帝国』との言葉は省略され補充されることはなく、論考を原文の日本に焦点を当てた観点より一般的観点を有するものにしていった」のであった。また、「1914年のABC会議に関する段落や日本人に対するアメリカ人の人種差別に関する段落、あるいは日本における新中国大陸政策に関する段落などは全く翻訳されなかった」のである。⁸¹⁾ これらに加えて、イギリス帝国に関する記述では、「自治制度を以て誇とする英国は、印度に於て自治運動を抑圧せむとするにあらずや」といったイギリス帝国批判を含む部分も翻訳からは周到に削除されていた。

吉村にとって、イギリス帝国の「自治領」統治政策は、同じく植民地統治の安定を必要としていた日本にとって参考すべきものを多く含むものであったが、アジアの帝国主義国であった日本は、欧米のアジア進出に対抗する必要がある。吉村は、イギリス「自治

77) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』1917年7月、36頁。

78) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』1917年7月、40頁。

79) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亜時論』1918年12月、45頁。

80) 君實訳「亜細亜主義」『東方雑誌』1917年10月。

81) Craig Anthony Smith, 'Constructing Chinese Asianism: Intellectual Writings on East Asian Regionalism 1896-1924', Unpublished Ph.D Dissertation, University of British Columbia, September 2014, 207頁-208頁。翻訳は加藤による。

領」政策に顕著に見られる帝国内における白人優遇を批判し、それを「不当」なものとする「亜細亜主義」の枠組みを用いて日本帝国主義の正当化を図る論理を紡いだのである。

謝辞

本論文は、JSPS 科研費 JP19K000987および大阪産業大学分野別研究組織（科研費採択枠）の助成を受けて行った研究成果の一部である。ここに記して感謝申し上げる次第である。

The British Empire in the Eyes of a Japanese Colonial Bureaucrat:
YOSHIMURA Gentaro and his Views on British Imperial Unity

KATO Michiya

Key Words : YOSHIMURA Gentaro, Colonial Bureaucrat, British Empire, Dominion,
Imperial Unity

Abstract

The Japanese Colonial Bureaucrat, YOSHIMURA Gentaro, who worked for the Colonial Bureau, established in 1917, wrote numerous Reports on the British Colonial Policy. In one of his Reports entitled, *Eiteikoku no Toitsu Mondai* (Problems of British Imperial Unity), he researched the situation of the British Empire and the Debates concerning the Relation between the Britain and her Dominions. This Paper aims to clarify how he understood the British Empire and the Governance of Dominions.